

9/30 受
No. 392

令和4年9月28日

医薬品副作用被害救済制度の広報について
依頼送付のご案内

拝啓

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
毎年、この時期にお願いさせていただいております、表題の件につき以下を送付いたします。
ご査収のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 医薬品副作用被害救済制度等の周知・広報について(協力依頼) 1部
- ・ eラーニング講座リーフレット 1部
- ・ 医薬品副作用被害救済制度 リーフレット 1部
- ・ 医薬品副作用被害救済制度 医療関係者向け小冊子 1部

以上

医薬品医療機器総合機構(PMDA)
健康被害救済部 企画管理課 一般相談係
國井 陽佑

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
Tel: 03-3506-9460
E-mail: kyufu@pmda.go.jp

薬機発第 0926001 号
令和 4 年 9 月 26 日

一般社団法人日本病院薬剤師会
会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘
(公印省略)

医薬品副作用被害救済制度等の周知・広報について（協力依頼）

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品副作用被害救済制度等の運営に関しましては、一般国民はもとより、医師、看護師、薬剤師等の医療関係者の本制度に対する認識と理解が不可欠であるため、当機構では、本制度の周知・広報活動を継続的に実施しております。

特に、患者への本制度利用の橋渡し役を担っていただく医療関係者の皆様には、医療機関等から要請を受けて院内研修等の機会に当機構の職員が本制度について講演（出前講座）を行うなど、理解の促進に努めてまいりました。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一昨年秋に、出前講座の代用ともなる e ラーニング講座を開設いたしました。これまで多くの医療関係者に本講座を視聴・受講いただいておりますが、今般、直近の請求・給付の実態も踏まえて講座内容の更新・充実を図ったところです。

今後も、医療関係者の本制度に対する理解・認識を一層深めていただくため、この e ラーニング講座を活用した制度周知をはじめ、下記のとおり取組・対応を行ってまいりますので、貴会会員の皆様にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 e ラーニング講座を活用した制度周知について

- e ラーニング講座は、院内研修等の機会を捉えて実施してきた出前講座の代用ともなるよう、その内容は、本制度創設の背景、制度の仕組み、給付の請求から決定・給付までの流れ、決定に必要な情報、請求時の必要書類、医学的・薬学的判定を要する事項、給付事例の紹介、医薬品の使用目的・方法が適正と認められなかった事例の紹介など、出前講座と同様の情報を組み入れたものとなっています。なお、今般、講座内容について、給付の対象・対象外とされた請求事例などの情報の更新・充実を図りました。

- eラーニング講座は、本制度の特設サイトに掲載しており、PCのほかスマートフォンやタブレットからも視聴可能です。個人での視聴も研修等での視聴・受講もできます。ユーザー登録の必要はなく、「動画」をクリックすれば直ちに音声付き動画がストリーミング配信されます。
- 視聴後には講座内容の理解度等についてアンケートを行える仕様としており、研修等で活用いただく際は、「視聴・受講者数」や「アンケート結果」、「受講確認」等を主催者に提供することも可能ですので、事前にeラーニング講座に関する照会先までご連絡下さい。

【eラーニング講座に関する照会先】

電話：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

【eラーニング講座 URL】

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html

2 出前講座による制度周知について

- 職員を研修会場に講師として派遣する対面形式での講義のほか、昨今の新型コロナウイルスの影響を踏まえて、Webex や Zoom 等によるオンライン講義・録画講義など、研修等の様々な開催方法に応じた対応が可能です。
- また、希望があれば、講義を収録したDVDの郵送も可能ですので、出前講座に関する照会先（eラーニング講座に関する紹介先に同じ）までご相談ください。

【出前講座に関する照会先】

電話：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

【医薬品副作用被害救済制度等に関する講演（出前講座）について URL】

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

3 集中広報の実施について

- 毎年、「薬と健康の週間」（10月17日から23日まで）をはじめ、12月までの約3ヵ月間にわたり集中広報を展開しています。
- 本年も、令和4年8月25日付の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長通知（別添参照）にもあるように、集中広報の期間において、新聞広告の掲載、テレビCMの放映、医療関係専門誌への広告の掲載、様々な媒体を介したインターネット広告の配信等を積極的に行っていく予定です。
- 「救済制度の案内リーフレット」のほか、「制度解説小冊子」や「A3・B4ポスター」などの広報資料をご用意しており、ご連絡をいただければ無料でお送りいたします。当機構ホームページにも救済制度に関する情報や各種広報資料を掲載しておりますので、ご活用下さい。

【救済制度に関する相談窓口・各種広報資料の郵送相談】

電話：0120-149-931（フリーダイヤル） Eメール：kyufu@pmda.go.jp

【救済制度の情報や各種広報資料 URL】

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>